

【長崎県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>台風については事前に予測された規模・進路等により発表基準の絞り込みが可能であると思われるため、具体的な基準策定についての検討に取り組んでいただきたい。</p>	<p>「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的な数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページに公開しました。</p>
<p>【津波、火山、地震動に関して】 貴庁が示された基準(案)にて特に問題なし。 ただし、発表名称については特別警報の表示を行ったほうが住民の即時的な判断を促すことが可能となるとも考えられるため、再度検討をお願いしたい。</p>	<p>今回の法改正の施行は早期の開始が適切と考えており、一方では警報を受ける機関の対応を考えると電文の変更は最小限とする必要があったため、当面は「大津波警報」、「噴火警報」、「緊急地震速報」として発表することとしました。 自治体等の要望や関係機関の対応も踏まえ、電文の中で特別警報にあたる旨を明示することや名称を変更することについても検討してまいります。</p>
<p>基準とされる災害の年代が多岐に渡ることから、住民への周知に際しては、災害内容、規模を交えた説明を加える等、特別警報が持つ意味をより具体的に分かりやすく啓発をお願いしたい。 また、現行の各種防災情報に関しても気象庁が主体となり、情報の持つ意味、発表時の危険度の状況を具体的にわかりやすく啓発をいただくとともに、特別警報が発表される段階までに潜む危険性を周知いただきたい。</p>	<p>特別警報の運用開始以降も、広報活動を継続し、発表時に国民が適切な対応をとれるよう、最大限の努力を行います。 また、警報は、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報ですが、「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。気象庁ホームページやリーフレットで、これまでの警報・注意報に変更がない旨記載しているように、特別警報の広報では、警報・注意報の軽視につながらないよう配慮いたします。特別警報の広報を通じて、警報・注意報が発表された段階から、早めの行動が必要であることを周知してまいります。</p>